

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

〔「12人でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 12人、すみません、自分が入っていなかった。

訂正します、12人であります。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。最初に建設課長より発言を求められていますので、許可をいたします。

○建設課長（伏見俊一君） 先日、初日ですが、水道事業会計補正予算について一部誤りがありましたので、改めましてお手元のほうに新しいものを配付させていただきました。

間違いにつきましては、1ページ、2ページ目の、第3条が正しいんですが、第2条になってございました。改めまして訂正しておわびをいたしたいと思います。お手数ですが、差しかえていただけますようお願いいたします。

◎議案第103号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

産業教育常任委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） おはようございます。

報告を申し上げます。

議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

農業委員及び農地利用最適化推進委員に、その活動及び成果の実績に応じ、農地利用最適化交付金の範囲内において町長が定める基準により算定した額を別に支給できるようにするものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことから、新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するためのものであります。本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。10番。

○10番（小笠原憲昭君） これは、農地利用最適化交付金というのは毎年度、国から交付されるものかどうか、その辺、お知らせください。

○議長（目時重雄君） 産業教育常任委員長。

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 毎年交付されるものと聞いております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第103号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第105号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長のご報告を求めます。

産業教育常任委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第105号 小坂町給水条例の一部を改正する条例
制定についての報告書。

議案の要旨。

一部地域の水道料金の基本水量改正により、水道料金の見直しをしようとするものであり
ます。

議案可決の理由であります。

本議案は、基本水量を高く設定するに至った既得権等地域との約束事が十分達成されたと
考え、また地域説明会においてもおおむね理解を得ているということでもあり、本案は妥当
なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第105号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第106号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 17ページの教育費、社会教育施設管理費、これで修繕費が上がっております。セパームであります。セパームに関しましては、アリーナの天井が3カ所ほど何か破損しているというお話がありまして、私もちょっと見てきましたけれども、最近の地震状況等を考えますと、ああいった建物の天井はよく落ちるといふ例がございます。見てみると、やっぱり一番左側の奥は完全にこの半分ぐらいすき間があつて見えるという状況、そのほか2カ所ぐらいやはり破損しているところがある等々の状況があるわけです。

やっぱり、アリーナ等の下で、体育をする子供たちもいるわけでありまして、そういったことについて、点検をされているとは思いますが、そういう補修等について現地確認をお願いして対応していただきたいと思うわけでありまして、その辺、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） アリーナの天井に関しましては、定期的に確認をするということ、それから、上に乗っているものが随分軽いものなので、どうしても動きやすい状況になっていますので、置き天井という形になっているんですけども、あれについては耐震の関係もありますので、そういう事業費、交付金をちょっと見つけながら検討しているところです。いずれ、置き天井は地震の際とかを考えると早急に違う形にしたい、しなければならぬとは思っています。

以上です。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） この際、一般質問でも小笠原議員が、いわゆる公共施設等の管理の状況についてのご質問をしているわけですが、質問に関連をして、やはりそういった補修あるいは点検等の問題については、重ねて全庁的に取り組んでいただけるようお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 2点、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、全体的に職員の時間外手当が補正されておりますけれども、これは、結果的にもう既に予算措置されていた分がほぼ使い果たしてきたということからの予算措置かなと思うんですが、通常であれば職員の給与改定があって、そのあるパーセンテージが追加して補正されてくるというのが、常々12月の議会にはまあることでしたけれども、今、私が前段申し上げたように、やはり不足が生じるおそれがあるからという措置かなと思うんですが、その辺の理由をお聞きしたい。

なぜこういうことを言うかということ、やはり時間内にできるだけ与えられた仕事を消化していくというのが原則だと思うわけですし、労働過重にもなるし、いろんな意味で無駄、無理というふうなことの無いように、職員の健康管理もあるわけですから、やたら時間外勤務をさせればよいというものでは私はないんだろうというふうに考えますので、その辺のお考えをお聞きしたいと。

それから、もう1点は、総務費の中に生活バス路線の補助が多額に計上されております。説明の段階でちょっと早く説明された関係から、数字がよく理解できなかったものですから、おのおのの路線でどの程度の経費がこの中に含まれていくのか、ゆっくりと教えていただき

たい。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは私のほうから、まず1点目の時間外勤務手当の補正の部分についてです。

今年度につきましては、電算の共同化、あと災害の対応、あと各種イベント等で、当初、各課のほうには通常どおりの予算配分として時間外を措置したわけですがけれども、どうしても不足が生じたということで、今回足りない部分につきまして、あと今後3月までで予定される部分につきまして、予算措置を改めて今回補正をした形になっております。

なるべく時間外をしないようにというのは議員のおっしゃるとおりで、私どもとしまして、なるべく時間内には業務は終わってもらって定時には帰ってほしいと思っております。大きいイベント等は今のところ予定されておりませんので、まず通常の範囲内では帰っていただけるものと思っておりますので、職員にはその辺も徹底していきたいというふうに思っております。

2点目の生活バス路線の運行費等の補助金につきましてです。

総額が1,590万3,000円であります。その内訳としましては、1つ目が上向七滝線です。これは185万8,000円の補助金になります。2つ目が花輪線ですね、秋北バスの花輪線。それが1,137万8,000円。3つ目としまして大館線、これが266万7,000円となっております。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第107号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第108号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第109号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第110号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 歳出の関係で、2款下水道建設費の15節工事請負費でありますけれども、これは一本杉地区の下水道工事の際に、井戸水が何かぐあい悪くなって補修したと、こういうご説明であったように思うんですが、もう少し中身をわかりやすく説明いただけますか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 一本杉地区につきましては、数年前に下水道が入ったわけですが、それから、その際というか、それからなのですけれども、井戸水を使っている方がいらっしゃいまして、こういう寒い時期になると特に井戸水が出なくなるというふうなことを訴えられた方がいらっしゃいまして、原因を調べましたら、やはり下水道を入れた際の影響かなというふうに認められましたので、改めましてその付近に、同じような場所に下水道を掘って機能を復旧させるというものでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、数年前にやった工事の影響で濁水したと、新たな井戸を掘ったと、掘削したとそういう意味ですか。何m掘ったものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） もちろん、これから予算をいただいた後に手をかけるわけでございますが、一応5mというふうに聞いております。

すみません、5mで出なかったのもう少し、1mか2m深くなる、7mくらいというふうに聞いておりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第111号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第112号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第113号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第113号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第113号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町監査委員のうち、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員であります熊谷勝與さんは、平成29年12月31日で任期が満了いたしますので、議案にありますとおり、熊谷勝與さんを当町の監査委員の適任者と考え、引き続き活動していただきたく提案申し上げます。

熊谷さんは、平成22年1月から監査委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は平成33年12月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第113号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易評決によって行います。

本件について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第113号は同意することに決定いたしました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、請願第2号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願についての報告を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

産業教育常任委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 請願第2号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願の報告書。

請願の要旨。

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

請願採択の理由であります。

稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、農山村地域が衰退している状況です。

米の生産費を償う下支え制度は、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るためには必要な政策であります。

よって、本請願の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、意見書案第6号 米の生産費を償う価格下支え制度を求め
る意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの請願第2号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであ
ります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち
に採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしまし
た。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

産業教育常任委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願の報告書。

請願の要旨。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

請願採択の理由であります。

農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた種子法の廃止により、今後は国が責任を持って万全な対策に当たるべきであります。

よって、本請願の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、意見書案第7号 種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの請願第3号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、陳情第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

総務福祉常任委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 陳情第7号 核兵器禁止条例に署名・批准を求める意見書採択についての陳情についての報告書。

陳情の要旨。

核兵器禁止条例に署名・批准を求める意見書を国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

唯一の戦争被爆国の政府として、核兵器禁止条例に署名・批准し、地球から核兵器をなくすことは、多くの国民の願いであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、委員長が読み上げたのは、条約でなく条例というふうに読みましたけれども、これは条約の間違いじゃないでしょうか。その辺、訂正していただいたほうがいいのではないですか。

○議長（目時重雄君） 総務福祉常任委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） すみません、申しわけないです。

間違いであります。核兵器禁止条約でございます。訂正いたします。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、意見書案第8号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書についての報告を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

総務福祉常任委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書についての報告書。

陳情の要旨。

「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実は全ての高齢者・国民の願いであり、介護を担う職員の処遇改善も国が責任を持って解決に当たるべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第9号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

た。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、陳情第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

総務福祉常任委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 陳情第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書についての報告書。

陳情の要旨。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を県に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

国民健康保険都道府県単位化に伴い、被保険者にとって暮らしを左右する重要な問題であることから、市町村の意見を聞きながら被保険者が安心できる慎重な対応が必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第10号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第10号の採択によって秋田県に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、意見書案第11号 西十和田トンネル建設促進に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第22、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって平成29年第8回小坂町町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時00分